

時事新報

時事新報は全國中紙面の最も廣き新聞紙なり。時事新報には每號詳細なる商況物價の報告あり。

知の帝國議會は愈々去る廿一日を以て召
式の是日よりは十七日よりは義事之公

た政論の花を咲す事ならん依て本社は兼てより種々の準備をしし其開會中は殊に紙數二頁乃至四頁を増して詳細精確なる議事筆記を掲載し又潔なる議事の批評をも登録し配達は特に神速あらしむるの用意夙に全く躊躇へり故に議事公開の當日より時事新報の紙面には詳密ある議會の記事續出し謂者をして坐ながら日々議場に出入するの思ひあらしむるのみあらず議院外の出來事に就ても一層探訪を迅速にして記事を精細す所可し

時事新報定價
時事新報は毎號八面乃至十二面にして詳細の商況物
價報表あり其代價遞送料廣告料は左の如し
一枚二錢○一箇月前金五十錢○三箇月前金一圓五十錢○六箇月前金三
箇月前金六圓○月題目休刊
時事新報社より直接ニ郵送スモノハ右定價ノ外ニ一箇月十三錢ノ
通送料ヲ申受けタ
時事新報廣告折(前金)

本社へ寄稿に付

東京府下を始め各府縣に通信社あるものありて是より各新聞社に報道を漫送し各新聞社は之を受けて紙面を製造するより各社同一の記事を掲ぐるみると寡からず獨り時事新報社は社員並に通信員の多きを以て斯類の社に通信を依頼せらずと雖も世間往々此事を知らずして通信社による報道すれば本社にも其報道は達する事と信ずる方多きが如し爲めに行違ひを生じたる場合も寡からざれば本社に記事論説を寄稿せんとする方は直接に本社に向け發送あらんとを請ふ

講會の論勢 第二期の講會も既々開場するに就ては講場の論勢如何は世人の最も注意する所なる可し爰に想像するに朝野官民感情の相容れざるは年來の事にして一朝一夕の故に非ず殊に今回大陸伯爵戰の一條は民間黨に一層の決心を促したるの至るに非されば講場の大勢も今より想ひ見る可し或は信任投票の問題も起り或は憲法解釋論の發議も生し或は仕儀に由りては解散との出來事あるやも知る可らず何れにしても平穡無事の經過は覺束あると思はるれども國會開設の上に是種の事は固より毫端の前にして今更驚くに足らず我輩は世間の杞憂を甚だ甚だと同ふせざるものなれども講會の開場に先づか者衆の態を述べんに前期の講會の有様を見るに民間黨の論勢は地租輕減と云ひ政費節減と云ひ又は民意保護の攻撃と云ひ只管清極的に政府を責むるの一方にして更に進んで國國の建設を望むの精神に乏しかりしが如し年來の論情よりして自から政府攻撃の一方に領くは止ひを得ざるの勢あれども若くも實際の點より云へば今日に就りて只管清極的の論勢を以て攻むるは

第三千百九十五號
明治廿四年十一月廿五日
舊曆辛卯十月廿四日

第三千九十五號
明治廿四年十一月廿五日水曜日
舊曆辛卯十月廿四日 (乙卯)
出年前六時二十七分

西曆一千八百九十年 満潮午後零時二十分

みにして毫も奇觀の見る可きものなく反對の聲も
少に純らざるを得ざれども若しも民間黨が更に積極
の方略を定めて政府に對するときは政府が講會の
量に應じ遙に從來の筆伐を變じて大に進んでそれ
其行路に多少の失策を犯さるを得ず退て之に應せ
うんか議會に乘す可きの機會を與ふるものにして隨
政黨内閣の問題あとも起らざるを得ず何れにしても
民間黨の勢力を増すものにして其勢力次第に増加する
ことは法理の解釋論などは唯々の議論を要せずして自
ら歸着する所ある可きのみ本期の議會も之を前期の
様に徹して其成行は大抵前見す可されども我輩は
の始めに當りて聊か平生の希望を陳するのみ

朕海軍將官會議條例中改正ノ件ヲ裁可シ茲ニ之ヲ公布
セシム

明治二十四年十一月二十一日
海軍大臣子爵樺山實紀
勅令第二百三十四號
明治二十二年(五月)勅令第七十五號海軍將官會議條例第一條ヲ改正スル
コト左ノ如ク
第一條　海軍將官會議ハ東京ニ置キ審議事務於ケル重要ノ事項ヲ審議ス
所トス

明治二十四年十一月二十一日
海軍大臣子爵樺山資紀
勅令第二百三十五號
海軍服制將校以下服制表中大禮服肩章ノ標大佐大尉少尉及各相應官ノ部
左ノ通改正ス

大佐ノ部	少佐ニ同シ但銀小判	少佐ニ同シ但銀小判

明治二十四年五月文部省令第三號正數員額數員ノ別ラ
改正スルコト左ノ如シ

シタル有小學校教員免許狀交之日本ノ教員有スル小學教師學科本級正教授タコウフ提携ノ有效期限間等小學校ノ本科正教授タコウフ提携ノ申請、申請、我國、英語、農業、工藝、手工、商業ノ一科若クハ歐文者ハ外教授シ得サル者ハ此限りニ在ラス

（文部省英語屬業）工業、手工、商業ノ一科若クハ數科ニ隸する小学ノ教科タリコトナ得ヘキ資本ノ有スル者ハ其免許狀又ハ卒業證書ノヲ教科第一條間第一号等小学校正教員タリコトヲ得

タルコトヲ得但願之、體育、體操、體能ノ一科若クハ數科ノ外教授レシ得
べキ者ハ此限ニ在ラス
第七條 本所體育事務室ハ本令ノ體能ニ依リ課モノアリ場合ニ於テハ文部省
田口指揮ノ體育事務室ニ通分フナスコトヲ得
文部省令第二十四號